

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年12月 8日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 7 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	遠隔操作監視装置点検において、事務本館に設置されている遠隔操作監視装置操作卓2台のうち、1台に映像不良が認められたため、当該操作卓を点検・修理。	G III	
2	1号機	中央制御室内遠隔操作監視装置の「軽油タンクエリア」映像において、映像不良(映像が映らない)が認められたため、当該装置を点検・修理。	G III	
3	1号機	計装用圧縮空気系除湿装置(A)自動バイパス弁において、シート部に漏えい(装置出口露点温度上昇)が認められたため、当該弁を点検・修理。	G III	
4	2号機	所内変圧器(B)ガス検出器用電線管において、発錆による腐食が認められたため、当該電線管を交換。	G III	
5	2号機	遠隔操作監視装置点検において、緊急時対策室に設置されている遠隔操作監視装置操作卓に映像不良(2号機の映像が表示されない)が認められたため、当該操作卓を点検・修理。	G III	
6	3号機	所内低圧電源設備配電盤(モーターコントロールセンター)3SA-2(5B)点検において、電磁接触器動作不良(コイル短絡)及び過電流継電器動作不良(接点短絡)が認められたため、当該機器を点検・修理。	G III	
7	その他	新規工事の現場調査において、仮設津波パワーセンター用動力・制御用ケーブル保護管が切断され、照明用接続箱が取り付けられている事が認められたため、当該原因を調査。	G II	